

徳島県環境影響評価条例等について

県民環境部環境管理課

土砂・環境影響担当

令和2年1月17日

環境審議会環境政策部会説明

1

徳島県環境影響評価条例等について

- 1 徳島県環境影響評価条例施行規則の改正内容について
- 2 「徳島県環境影響評価条例施行規則の改正(案)」に対するパブリックコメントについて

2

この度の徳島県環境影響評価条例施行規則の改正の内容

1. 太陽電池発電所事業を対象事業に追加

規則 別表1に太陽電池発電所についての記載を追加

2. 軽微な修正の要件

規則 別表2に太陽電池発電事業の修正についての記載を追加

3. 軽微な変更の要件

規則 別表3に太陽電池発電事業の変更についての記載を追加

3

1. 太陽光発電事業

- 近年、全国的に大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、森林伐採等の自然環境の悪化など生じている状況があるため。(国施行:令和2年4月1日)

- 事業実施にあたり考えられる環境影響

開発行為に伴う土砂流出の発生

景観

パワーコンディショナの騒音

パネルの反射光 等



4

太陽光発電事業(2)

条例における環境影響評価の対象となる「太陽電池発電所規模」
(案)

第一種事業(義務) 30,000kW ~

第二種事業(任意) 20,000~30,000kW

ちなみに法アセス規模は、

第一種事業(義務) 40,000kW~

第二種事業(任意) 30,000kW~40,000kW

太陽光発電事業(3)

「太陽電池発電所規模」の修正及び変更の要件の規定(案)

- ・発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ・修正・変更前の対象実施区域から300m以上離れた区域が新たな対象事業区域とならないこと